

鹿児島県新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金交付事業交付要綱

(趣旨)

第1条 鹿児島県の交付する、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金（以下「支援事業補助金」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。），「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。）及び鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる、医療機関・薬局等が、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

(対象事業)

第3条 この補助金は、国の実施要綱3.（19）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所が実施する、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や診療体制確保等の事業を対象として、予算の範囲内で交付する。なお、この要綱の施行以前に着手した事業及び完了した事業も対象とする。

(対象経費)

第4条 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）であって、第6条の表の(3)に定める経費を対象とする。

(対象期間)

第5条 この補助金の対象とする期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算定された額を交付する。

- 1 別表に定める基準額と対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。

2 前項により選定された額と総事業費から寄附金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 区分	(2) 基準額	(3) 対象経費
病院	2,000,000円 + 50,000円 × 病床数	賃金, 報酬, 謝金, 会議 費, 旅費, 需用費(消耗 品費, 印刷製本費, 材料 費, 光熱水費, 燃料費, 修繕料, 医薬材料費), 役務費(通信運搬費, 手 数料, 保険料), 委託 料, 使用料及び賃借料, 備品購入費
有床診療所 (医科・歯科)	2,000,000円	
無床診療所 (医科・歯科)	1,000,000円	
薬局・訪問看護ステー ション・助産所	700,000円	

(交付の申請)

第7条 本補助金は、原則、概算額で申請を行うものとする。概算額での申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書(様式1)及び事業計画書(様式2-1又は2-2)を鹿児島県国民健康保険団体連合会を通じて、鹿児島県知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。なお、精算額での申請を行うことも妨げない。

(交付の決定)

第8条 知事は、申請者から第7条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第9条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、様式3によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付条件は、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号)に基づき、次のとおりとする。

- 1 各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 2 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 3 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、様式4により都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 4 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの間

接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

6 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

7 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

8 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式7により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に返還しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付方法は、原則、概算払とする。ただし、別に定めるところにより精算額での申請があった場合は、精算払によることができるものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了してから30日後または令和3年3月31日のいずれか早い日までに、様式5により実績報告を知事に提出するものとする。

（補助金額の確定）

第12条 知事は、第11条の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、様式6により補助事業者に通知するものとする。

（附 則）

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。